

兵庫県キャンプ協会規約

第1章 総 則

第1条 本会は、兵庫県キャンプ協会と称する。

第2条 本会の事務所を、神戸市中央区下山手通4丁目16番3号、兵庫県民会館財団法人OAA内におく。

第3条 本会は理事会の議決を経て、県内の必要な地に支部を置くことができる。

第2章 目的と事業

第4条 本会は、キャンプを中心とする野外活動の健全な発展と普及に貢献し、会員相互の連帯と資質の向上をはかる。

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) キャンプを中心とする野外活動の普及、振興に関する事項。
- (2) キャンプに関する研究会、研修会、講習会等の開催。
- (3) キャンプ及び関連する野外活動についての調査、研究。
- (4) キャンプ指導者の養成及び認定、選考。
- (5) キャンプ、野外活動を通じた青少年の健全育成に関する事業。
- (6) 関連諸団体との連絡調整。
- (7) キャンプ及び関連する野外活動に関する情報の収集及び提供。
- (8) その他、本会目的達成に必要な事業。

第3章 構 成

第6条 本会の会員は、次の個人又は団体、機関をもって構成する。

- (1) 正会員 第4条の目的に賛同し、総会の構成員となる個人又は団体、機関。
- (2) 普通会員 第4条の目的に賛同する正会員以外の個人。
- (3) 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体、機関

第7条 会員の入会手続きは、別に定める。

第4章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事 長	1 名
副理事長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

第9条 会長、理事、監事は会員の中から総会において選任する。

2. 副会長、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときに、その職務を代行する。

3. 理事長は、会務を処理する。

4. 副理事長は、理事長を補佐し、特命事項を処理する。

5. 理事は、理事会を構成し、会務を遂行する。

6. 監事は、本会の事業及び財務を監査する。

第11条 本会は、顧問、参与等の名誉役員をおくことができる。

第12条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2. 補充により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではその職務を遂行する。

第13条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事の4分の3又は正会員の4分の3以上の決議により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第14条 役員は無給とする。

第5章 会 議

第15条 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項について審議、決定する。

(1) 本会の事業方針

(2) 予算、決算の承認

(3) 役員を選出

(4) その他

2. 総会は、正会員の3分の1以上の出席(委任状可)をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

3. 理事会が必要としたとき、又は正会員の3分の1が請求したときは、会長は臨時総会を招集する。

第16条 理事会は必要に応じて開催し、会務の処理に必要な事項を審議する。

2. 理事会は、理事の3分の2の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。

第17条 各会議は、議事録を作成し保管する、総会の議事録は、議長及び出席者代表2名が署名し保管する。

第6章 経費及び会費

第18条 本会の諸経費は、会費、寄付金、その他の収入によって支弁する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

(1)正会員、普通会员（個人）	年額	2,000円
(2)正会員（団体、機関）	年額	5,000円
(3)賛助会員（個人、団体、機関）	年額（1口）	5,000円

第7章 規約の改正

第21条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意を得て改正することができる。

第22条 この規約の施行に必要な細則は、理事会でこれを定める。

付則 この規約は、昭和63年4月28日より施行する。
付則 この規約は、平成2年4月1日より一部改定する。
付則 この規約は、平成12年4月23日より一部改定する。
付則 この規約は、平成15年4月26日より一部改定する。
付則 この規約は、平成16年5月9日より一部改定する。
付則 この規約は、平成20年5月10日より一部改定する。
付則 この規約は、平成23年5月7日より一部改定する。
付則：この規約は、平成28年5月15日より一部改訂する。